



Title	板本 肥前風土記について：大東急本との関係
Author(s)	八木, 穎
Citation	語文. 1958, 20, p. 10-19
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68518
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

板本 肥前風土記について

—大東急本との関係—

八木毅

本稿は流布本である所謂久老校訂の板本肥前風土記を、その原本である大東急本との比較においてその成立過程などを考証しようとするものである。

板本は奥に「寛政十二年庚申五月 浪華書肆 柳原喜兵衛」とあり、久老の奥書によれば彼が底本として用いたものは長崎の人、大家（原本「大家」）惟年の伝本であるが、それには誤字も少くないのと、寛政十一年三月（原本「二月」）、城戸千楯・長谷川菅緒等の需めによつて校正し、訓点を加へたとある。

ここに底本とした大家惟年の本といふのは原本にのこされた奥書によれば、天明六年に尾張の河村秀根が大村の人岩永常輔から借り写したものであることがわかる。これは所謂律本である。

原本は、板本が刊行せられる一年三ヶ月前にできてゐたことは、右に引いた久老の奥書によつて知りうるところであるが、そこに名をつらねた両名は、上田桃樹と長谷川菅麻呂となつてゐる。つまり原本を成すにあたつては上田桃樹が協力者として挙げられ、板本の刊行にあたつては城戸千楯が協力者として挙げられてゐるのである。板本奥書に桃樹の名が何故に削られたのであるか、また彼について代つて千楯の名が出されるに至つたのにはどういふ意味があつ

たのであらうか。かうした疑問について、いまこれを説明すべき充分な資料をもたないので、国学者伝記集成を披いてみるに、原本成立に関与した上田桃樹は、俗称を鍵屋藤助といひ、京都の人、鍵屋門、古学を学んで「大祓詞後紙余考」を著はした。彼に對して城戸千楯は通称を万治郎・範次・蛭子屋右衛門といひ、書肆を業とし、弘化二年、六十八才で歿してゐる。千楯もやはり京の人、鈴屋・五十楓両門にわたり、「雅言通載抄」「和歌あるの山ぶみ」などの著がある、と両者について簡単な記述があるのみである。

しかしこれから考へてみると、肥前風土記の校訂本刊行を企図した當時無名の学者、長谷川菅麻呂は、京都遊学中に知つた上田桃樹と協力して所謂律本を底本とした校訂本を作り、折しも滞京中であつた荒木田久老の許に加点を乞ひ、上梓のことについて諮詢したのであらうと思はれる。

かくの如くして原本を得てから的一年余の間は、この計画の発起者である長谷川菅麻呂が、主として原本本文および訓点の整理、板下本の作成、出版元との交渉を行つたものと推定せられるのである。そしてこの段階において出てきたのが学界や、とりわけ出版界に顔の利く城戸千楯であり、そのため自然しりぞけられることに

なつたのが上田桃樹であつた、といふことにならうと思はれるのである。だから原本成立の功の一は桃樹にあり、出版の功の一は千種にあるといへるのかも知れない。

原本と板本両者の奥書によつて、板本の成立過程を考へてみると原本作成から板本上梓に至るまでの長谷川菅麻呂の作業の展開のしかたは、ほぼ右のごとくであつたとみられるのである。それでは原本と板本の両者の間に、具体的にどのやうな事実があるのかといふことについての考察を以下において進めてゆきたい。

板本を通じてまず注意せられるのは、頭注の中に本文校訂に関するものがあることで、それは三十箇所ある。それらは (1) 旧本作 □ (2) 一本作 □ (3) 疑 □ (4) 本作 □ (5) 其他の形をとり、(1)が十五例、(2)が四例、(3)が八例、(4)が一例、(5)が二例となつてゐる。

ところで (1) (2) (3) の場合と、(4) の場合は、そのさすところがそれぞれ異なる本であるやうに見えながら、(1) (2) における旧本とか一本とかいふのは (4) における本であるのに同じく、いづれもそれらは原本の本文をさしておき、板本の頭注は、原本の、主として朱の傍注の施されてゐる箇所に対応してゐるのである。(3) は、例へば「尺疑丈之誤乎」といふ形でてあるのであるが、この場合は、尺が原本の本文であり、同時に板本の本文になつてゐるのであるが、原本では朱の傍注があつて「丈」と注記されてゐるのである。(1) (2) (4) の場合は、板本の本文を原本の傍注によつて改めた場合であり、(3) の場合は改めるには至らなかつたけれども、原本の傍注を消極的な形で板本に持込んだ場合である。板本における頭注は、原本との関係において見た場合、主としてこのやうなものであるといへるが、そのほかには右の如き本文校訂に閲したものではない例へば天皇の諱号を

記する場合、所出地名の所在を示す場合、和名抄の和訓を引く場合記事に關聯して紀・糸紀・遊仙窟などの他書を引用する場合などがある。そしてこれらの場合も、そのほとんどすべてが、すでに原本の傍注が頭注として記されるところであつて、板本ではそれをいくらか簡略にしたり、傍注であつたものを頭注にしたりした相違がある。そしてこれらの場合も、そのほとんどすべてが、すでに述べた如く、その原拠を原本の本文にもちながら「旧本」「一本」「本」などと種々に言ひかへてゐるのは何故であらうか。原本にさうあるのなら、不思議はないのである。原本の原拠がそのやうに示されてゐるかと言ふにさうではないのである。原本にも、頭注・傍注とともに「一本」「校正本」「校本」などの語が後に述べる如く、それぞれ一つづつは出てくるが、それ以外の全部については、所拠を示してゐないし、傍注に「〔歟〕」とある場合の半数以上が猪俣本系のものによつてゐることをみれば、板本頭注に「旧本」「一本」「本」などとあげたのは、校訂者の術学的ないはば虚飾であつたといふことがきこれらはいづれも「本」もしくは「旧本」のいづれかに統一すべきであつたと思はれるのである。

次に両本における訓注を中心考察を進めよう。

原本には傍注・頭注のほかに、本文の訓を記した訓注が四次にわかつて行はれたやうに見受けられる。その一は細筆による墨書の訓点であつて、おそらくこれは桃樹・菅麻呂の両者により最初に施されたものであらうと考へられる。それは次に久老の朱点の基礎になつたものとみられるのである。以下本稿ではそれを①の符号で以つて示すこととする。その二つは、久老の朱筆、久老と署名のある傍注・頭注箇所の筆跡などからして、訓注の朱の大部分を久老のものと

みてこれを②の符号で示す。その三は「スガ云」とある朱注の類でそれを③の符号で示す。朱の色が②に比しあざやかさがない。菅原呂の附したものである。その四は、原本における最終の訓であつて①よりもやや筆太に墨書した訓注である。これを④の符号で示す。この段階で前述の千桶が附訓作業に加はつてゐたといふ証拠はあげえない。彼はおそらく④以後、板本の板下原稿の段階で菅原呂との協力の形において久老との接触があつたものと想像せられるのである。

- 新 ②オシヌミノアヤヒト ④二
 一 雜羅勅忍海漢人(板本 85 オシノミノアヤヒト)
 二 堡(板本 137 ムロヲ)
 三 進食(板本 143 ミラシシタマフ)
 四 投鉤(板本 146 ツリヲナケイレ玉フ)
 五 御宇(板本 151 メス)
 六 篠原村(板本 153 シヌハラ)
 七 特絶人間(板本 154 コトニヒトニスグレタリ)

右に引いた七つの例は、①と板本の訓との関係を示すために挙げたものである。これらが示すところは、イ①がそのまま板本の訓になつてゐる場合(四)、①とその後の訓とを合はせて板本の訓になつてゐる場合(五)、①乃至④の訓を簡略にした場合(五)、ニ①を改訓してゐる場合(一)に補つてゐる場合(一)、以上の四類にわかつことがでける。ここにロハニのやうな相互関係が見られるといふことは原本と板本との間に、さらに少くとも一回の稿本(板下本の原稿)のあつたことを示してゐるのである。

- 八 山道川(板本 43 山途川)
 九 (神崎郡頭注) ①ヤマトトトト久老校本
 (朱) 埠者幸之意乎久老(板本 95 L頭注)「神崎之嶺者幸之
 (朱) 素久老 依例當作鄉
 (朱) スカ云
 一 値嘉郡(板本 190 値嘉嶋)
 二 島校正本
 ここに挙げた(八)~(一)の四例は、原本の注記中、注記を施した者や、拠るところが確実に示されたものであつて、(八)の(墨は④と見ることも可能であるが、久老が自身から傍注したと考へることもまた可能であつて、これはいづれであるとも断定できないのである。原本本文は、猪熊本本文と同一である。(一)の二つの朱注はそれぞれ筆跡と朱の色とを異にし、左の傍注は久老であらうと思はれ、「校正本」は前記「久老校本」と同じものかとも見られるのである。この箇所

は猪熊本では「值嘉郷」となつてゐる。以上の二点から推考するに久老校本、もしくは校正本とあるものは、猪熊本系のものでないと思はれるのである。〔2〕の「衰」は猪熊本の本文もこれであり、久老が「素」に改めてゐるのは、やはり彼のもの校正本（略して校本といつたのであらう）に拠つたものであらうと思はれる。

右の四項の注記者の朱筆が、訓注における②および③であるとみるのであるとみると、原本の注記においてこれらは、板本との稿者に一応尊重せられるべきはずのものであつた。

しかしながら、これら②③の朱の訓注にも（多分菅麻呂の）意にそぐはないところが少くなかつたので、それらはさらに④においてどしどし改められた。さうして板本の訓点が固定するに至るのである。勿論その間に、さらに久老の意見を乞ふといふことがあつたかも知れないけれど、それは單なる想像にとどまるのであつて、板本刊行に至るまでの過程においてその中軸となつて活動したのは、言ふまでもなく菅麻呂であつたと考へるべきであらう。

かかる意味において④の訓注を原本に施したのは一応菅麻呂だと見られるのである。

- 一六 <sup>①カリノ(墨)
②マリノ(消え)</sup> 巡狩之時（板本 L57 ミカリシ玉フトキ）
- 一七 <sup>①ミガリノ
②イデマシテ
③フツツ
④ツシユ</sup> 巡狩之時（板本 L67 ミカリノトキ）
- 一八 <sup>①オビヒ
②オビヒ
③フツヌシ</sup> 経津主之神（板本 L79 フツヌシ）
- 一九 <sup>①オフ井ト
②オビヒ
③オモノ</sup> 生井（板本 L90 オフ井ト）
- 一〇 <sup>①オモノ
②タタノ
③ワタノ
④也</sup> 薦御膳之時（板本 L109 ススマル オモノヲ）
- 一一 <sup>①ウミノカミナリ
②オキナカタラシヒメノ</sup> 海神（板本 L133 ウミノカミナリ）
- 一二 <sup>①ミカリシ玉フトキ
②ミカリシ玉フトキ
③イデマシ
④ノ</sup> 巡狩之時（板本 L27 ミカリシ玉フトキ）
- 一三 <sup>①オハシマスヲ
②オハシマスヲ
③レリ
④オハシマスヲ</sup> 薦膳之時（板本 L33 同上）
- 一四 <sup>①オハシマスヲ
②オハシマスヲ
③レリ
④オハシマスヲ</sup> 知神之在（板本 L51 知神之在）
- 一五 <sup>①オハシマスヲ
②オハシマスヲ
③オハシ
④オハシマスヲ</sup> 大屋田子（板本 L173 オホヤタコ）
- 一六 <sup>①オキナガ
②オキナガ
③オキナガ
④オキナガ</sup> 気長足姫尊（板本 L177 オソヒオドロカス）

二七 大家嶋 (板本 L 184)
②④オホヤ
②オホヤ

二八 阿曇連 (板本 L 192)
③アズミノムラジ
アズミノムラジ

二九 相子 (板本 L 206)
②アヒコ
アヒコ

④トミタレリ トヨタリ

三〇 豊足……豊足村 (板本 L 233)
ユタニタラヘリ……ユタタリ)

②ハヤクツ
ハヤクツヒメ

三一 速末津姫 (板本 L 245)
ハヤクツヒメ

三二 具足玉国 (板本 L 255)
ソナヒタマ)

②ソナヒタマ
ソノウルタマノ

三三 浮穴 淑媛 (板本 L 261)
ウキナワヒメ)

②ウキナワヒメ
アハヒメ

三四 神大野宿称 (板本 L 278)
ミワノオホヌノ)

②ミワノオホヌノ
スカネ

三五 土歯池 (板本 L 281)
ヒヂハノ)

右に引例した訓注のうち、(国)国(国)国(国)国(国)などは、原本の訓

に満足せずして改めた上で、板本の訓ができるが、多分これらは板下本を作る時に改訓せられたものと思はれるのである。中でも(国)国などは久老の訓注を原本で改めず、板本に至つてはじめて全く改変せられてゐるのをみると、原本から板本上梓までの期間

が短いだけに、久老自身の意向に発するものではなからうと考へられるのである。右の類以外のものは大体において(国)国、(国)国、(国)国のように④またはそれに準じて後に附された訓注を板本の訓注として採つてゐることは、さきに述べた通りである。しかしそれにも当然同訓になるべきはずのものが、或る箇所ではAとなり、或る箇所ではBとなつてゐる不統一は、すでに原本における上述のことき協同作業の結果するところであり、(国)国に対する(国)、(国)に対する(国)のとき場合がその例である。

以上まことに不充分ながら板本における訓点の由来について考察し、久老校訂のおほよその限界と、菅麻呂を中心とする附注作業の過程とについて略述した。

板本の本文ならびに訓点についてその全体にわたる批判を徹底的に行つたのは「新考」である。同書で井上博士が取上げられたものの中から本文に関するものを拾つてゆくと次のやうな箇所が注目をひく。

三六 臥機 謂久那 (考36)
L 52 謂久那毗枳とある那は猪熊本に従

ひて都の誤りとすべし (中略) 久老が

臥機を臥機と返読せしはいみじき誤なり (中略) 思ふに栗田氏標注本の本文はもと無訓無点なりしに出版に当りて学問浅薄なる人が久老の校訂本の訓点をさながらに写入れたるにぞあらむ)

三七 元旱 (考 P.58 栗田本「元旱」は誤植)

L 106

三八	L 181	御臂
三九	L 190	(考 P.103 L 157 参照) 烽家 (考 P.108 久老が家疑家誤乎と云へるは非 ならむ)
四〇	L 214	一云船泊之處 (考 P.120 按するに一云船泊之處は後人の書入れた る註にて一本に自出と自成一島との間に船泊 之處の四字ありといふ意ならむ)
四一	L 219	提皇命 (考 P.122 掃を久老は押に改めて日本作掃 以辟按改といへり、げに押の誤なら む)
四二	L 242	球磨増嗚之時 (考 P.131 猪熊本に球磨増嗚の下、之 時の上に凱旋の二字あり、宣し く之に從ふべし)
四三	L 262	曰浮穴郷 (考 P.140 標注に日ノ上ニ因字ヲ脱セルカと いへり。猪熊本を檢するにまさしく因 字あり)
四四	L 266	突出 (考 P.142 新 P.143 充而を久老が突出に改めたるはやや常識を 逸せり。恐らくは元立の誤ならむ) (考 P.150 滝を久老は滝に改めたり。猪熊本に は湿滝とあり。久老の改字從ふべし)
四五	L 268	救濟 (考 P.143 新 P.143 こは拯を誤れるにて久老の底本には極と 誤れるなり)
四六	L 283	灌漑 (考 P.150 滝を久老は灌漑に改めたり。猪熊本に

へば、圓闕の如きは久老のとつた処置を是認してゐる場合であ
る。しかし原本を檢するに圓は昔麻呂の書入れたと思はれる傍注に
すでに「押歟」とあり、圓も「灌漑」とあるのであつて、久老自
身の校正によるとは考へ難いのである。圓は新考の指摘の通りであ
らう。また圓圓圓の如きは消極的に、もしくは間接的に板本の本
文が否定せられてゐるのである。しかしこれらは原本によると同は
御負傍書範と本文と傍注があり、多分その傍注に先立つと思はれる久老
の朱の頭注「臂」がある。原本本文には「之」の字を脱してゐる点
は異るが、「負」に關しては、もともと猪熊本と同一であつたとい
ひうるのである。圓は原本ではかかる形の分注ではなく本文の大き
さで「一云船泊之家」〔考 P.120〕とあり、圓につき新考は猪熊本の本文に「凱
旋」の二字が入つてゐるやうに書いてゐるが、実は本文には「施」
のやうな字が一字あり、傍注に「凱旋」とよみうる二字があるので
ある。原本も大体それに似てゐて、傍注でその二字を補つてをり、
本文も板本と同じである。圓標注は何によつて板本のこの脱字を補
つたか明らかでないが、これはたしかに板本に過誤があつた。とい
ふのは原本にはすでは「曰」の上に欠字の○印を施してその左へ朱
で「因脱歟」と久老が傍注してゐるのである。原本におけるこの形
式の書入は他本（多くは猪熊本（系））の校合の結果によるものな
のであつて、

前章に述べたごとく板本の頭注のはとんどはいづれも原本のかう
した傍注に拵つてゐるのであるが、この場合はその傍注を板本に拾
はなかつた場合の例である。

以上の四例はいづれも原本の趣なり、体裁なり、傍注なりを板本
において生かすべきであつたのに、それをしなかつたために起つた

不合理を新考は指摘してあるのである。

さらに(奥)圓圓のごとく、新考においてよくない本文として指摘されたところについてみると、(奥)は原本ではやはり「臥機」と訓点を施し、分注は「謂久郡毗枳」となつてゐるのであって、「都」を「郡」に誤写したのを、さらにここで校合に用ひた本に「那」とあつたのを板本は、本文に採用したのである。(奥)は原本の本文に「烽家」^(宋家)と久老の傍注がある。板本はそれを新考が引いてゐるやうな形で頭注にしたのである。板本の第一五七行に同じく分注で「峰冢」といふのがある。原本では「峰家」^(傍注)と傍注があるので、板本ではそれを捨ててしまつてゐるのである。

これらは久老の傍注を尊重したために生じた菅麻呂の誤りであつたと言はねばならない。圓は原本の本文には「兀立」とあつてその右に「突出歟」とある。板本の本文はその傍注によるのであり、傍注は歟と私案のごとき書きぶりをしてゐるが、原本では校異の書入れはほとんどこの形をとつてゐるのである。この箇所も原本か拠るところがあつたのであらうと思はれるのである。猪熊本では、これが「光而」となつてゐて、板本頭注に「旧本作充而」といふのはこのことをさしてゐるのではないかと考へられるのである。ここでは原本の本文のままにしておいた方が無難であつたと思はれるにもかかはらず、それを改めたためにかかる非難を受けるに至つた例がでてきであるのである。

四七 L 45 半凌半殺

(考30)久老が半ハシヌギ半ハシニヌとよめるはいとわろし。半ハシヌギ半ハ殺シキ(又は半ハシヌガレ半ハシニキ)とよむべし)

四八

分^キ明^シ

(考44)分明謂佐夜氣志といふ分註は本来此次に

あるべきなり)

四九

安^セ穩^ク

(考54)久老は甚有安穩をイトマセクアリとよみ(中略)元祿刊本にイマセと傍訓せり。うるはしくはヤスクイマセとよむべきなり)

五〇

其津辺^{ヒタチ}

(考56)津辺はツノヘとも古風にツノヒとも訓むべし。但ヘもヒも獨らぬを可とす)

五一

禱^コ祈^ク者^バ

(考57)コヒノメバとよむべし。栗田本にマヒノメバとあるは久老本の悪刻をなながらに

五二

欲^{オモ}為^セ國^{カミ}名^{クニ}

(考69)久老が欲をオモヒとよめるはいとわろし。欲為國名までが大荒田の辞なり。されば欲をオモフトとよむべし。

り

又欲は本來 以賢女の上にあるべきな

五四

L 133 (考70)

海神を久老が上に附けてウミノカミナリとよめるはいとわろし。海は次の一句の主格にて

五三

L 137 (考75)

年常の下に謂鰐魚と註したるは元來海神の註なるを誤りて下に移したるなり)

五五

L 144 飯^ヒ粒^ク

(考80)久老はムロとよみ下文藤津郡能美郷の下なるはいの起とならず)

五六	L 145 凱旋者 (考 P.81 略) 久老はイクサカチテバとよめり。(中 てカヘラムニハとよむべけれど、寧凱 旋セムニハと音読すべし)
五七	L 146 細鱗之魚 (考 P.82 新 P.82 久老の如くアユノ魚と訓むべきに 似たれどよく思ふに此時はまだ魚の名 だに知らしめざざりしなれば少くとも 此處の細鱗之魚は魚名とは認むべから ず。従ひてアユとは訓まずしてサイリ ンと音読すべし)
五八	L 159 振招 (考 P.90 久老はフリヲクとよみたれどフリマネク とよむべし。マネクをいにしヘヲクと云 ひしにはあらず。ヲクはさそひ寄する事 にてマネクとは義すこし異なり)
五九	L 161 婦抱其怪 (考 P.90 久老はラミナソラアヤシトオモ ヒテとよめり。(中略) されば久老 の訓に従ふべし)
六〇	L 162 不得忍黙一 (考 P.90 久老がモダエアヘズとよめるはい とわろし。忍黙の古語はナホアリ 又はモダアリなり。モダニにあら ず。されば四字はエモアラズ(又 はエナホアラズ)と訓むべし)
六一	L 193 令禁之ヲ (考 P.109 老はミセタマフとよめり)
六二	L 197 就中 (考 P.110 久老の如くノミテとよむべし。 らば久老はアガナフとよめり。 ノミは願なり。さればこそ卯頭と書け るなれ)
六三	L 229 卯頭 (考 P.110 音読して可なれど、もし訓読せむとな れば久老はアガナフとよむべし。 卯頭と書け)
六四	L 198 不足塞罪 (考 P.111 塞を久老はアガナフとよめり。 字のままにフタガとよむか又は意を酌み てミタスとよむべし)
六五	L 201 猶見如近 (考 P.111 久老の訓に基づきてチカキゴトミ ユ)
六六	L 207 美禡良久 (考 P.116 ミネラクとよむべきなり。 (中略) 新古無数の書にミネラクノ済と いへるは皆本風土記の久老に誤られたる ルの義は無し。治は恐らくは冷の誤なら む。前者ならばキヨシとよむべく後者な らばサムシとよむべし)
六七	L 213 治水 (考 P.120 久老は水クリテとよみたれど治にクリ テとよめり。されば水クリテとよむべし)
六八	L 219 掩滅 (考 P.122 は掩は襲なり。されば安んじてオソヒと よむべし。久老が掩滅二字疑ハクハ掃滅 ノ誤カ。娘子ノ娘モ亦攘ノ誤カといへる はわろし)
六九	L 223 繫船覽於 (考 P.125 久老は繫船覽於大藤と

点して船ヲツナギテ大藤ヲミソナ
ハスと訓じたれど明日遊覧シタマ
フニを受けたれば覽を割りて
船於大藤とせざるべからず)

久老がウミノモノとも久老の如くウミツモノと
もよむべし)

(考
P. 127)

久老がハヤクとよめるはわろし。宣し

(考
P. 134)

くハヤキとよむべし(中略)

七二

L 244
速々
来々
村

(考
P. 134)

久老がハヤクとよめるはわろし。宣し

七三

L 248
超々
山

(考
P. 134)

久老は超山に改めた。猪熊本にも超而とあ
れど少くとも超の下、而の上に越えし物
を示す一字あるべきに似たり。栗田氏に
拠れば一本に起而とありといふ。こは而
に合せて超を起に改めたるにあらざる
か。しばらく超而の間に山の字を補ふべ
し。

七四

L 250
礎々
硯硯

(考
P. 134)

久老の如く二字を聯ねてイシとよむか又
は音読すべし。畢竟玉ト称スベキモノナ
ラネドと云へるなり)

七五

L 253
御
(考
P. 136)

(考
P. 134)

二つの御を久老のオホムとよめるはいとわ
し。(中略)ここは音にてゴとよむか又はオ
ホミモノとよむべし。

七六

L 255
(考
P. 136)

(考
P. 134)

久老の如くソナヒダマノ國とよむべし。ソナ
ヒは後世のソナヒリにて(キハミをキハマリ
ともいふが如し))

七七

L 261
(考
P. 139)

久老がウキナワヒメとよめる心得がたし。

アフのアはアナにつづきたれば略すべけれどウキ
のキにはアの韻無ければアナのアは略すべからざ
るを。久老は理を思はで口調に任せしにこそ)

久老がモクサオフとよめるを改め
てメ、ハヤクオフとよむべし)

七八

L 273
海藻草生

(考
P. 145)

久老の訓に拠りてムカヘマツルニ
コソとよむべし)

七九

L 280 L 278
(考
P. 149)

久老の訓に拠りてムカヘマツルニ
コソとよむべし)

八〇

L 280
奉々而巳

(考
P. 150)

久老の訓に拠りてムカヘマツルニ
コソとよむべし)

板本の訓点に関して新考が言及してゐる箇所のうちで、右にあげた
三十四項を検討するに開(開)開(開)開(開)の八項は、新考が板本の訓
を是認し、特に採るべきものとしてゐるものである。また開(開)開(開)
開(開)開(開)開(開)開(開)開(開)の十八項は、板本に存する訓点の
欠点を指摘してゐるのである。これらは本風土記の訓説を決定しよ
うとする際にいちばん問題となるべき部分である。これらのうち開
開(開)開(開)開(開)などは、新考の説のごとくせられねばならぬと
ころであらう。右以外のものについてのそれぞれを見るに、(開)は原
本に「モダヌ(傍歎)」とあり、(4)がモダシアエズと改めてゐるのであるが、
板本ではモダニ(モダエの誤刻か)アヘズとなつたのである。ここ
でも板本のみからでは、かうした附点過程はみられないのである。
(開)は原本にノミイノレバとあり、板本にはコヒノメバとあつて、こ
れは新考の誤解なのである。(開)は、この箇所も、能美郷の箇所^Lも
原本では最終訓はともにツチムロとなつてゐるのであるが、それが
板本では、前者がムロ、後者がツチムロと統一を破つてゐるのは、
多分これも菅麻呂のミステイクであつたと思はれるのである。いつ
れにして、新考の提案は一度は原本においても考へられたところな

のであつたが、このことも出来上つてしまつた板本のみからでは知る由もないところである。閔は原本に「猶見○近」^{〔傍墨〕如前ニアリ}とあつて、久老はその頭注で「积ニ引本猶見如近可謂近嶋」因曰「值嘉嶋」と逸文を引用して、ここに脱字を補つてゐることがわかるのである。板本はこれも頭注にのこすべきであつたと思はれる。閔は原本に「超^{〔傍〕山ヲカ}而逃」とあるのを、板本の本文に「超山逃」とあり、頭注に「山日本作而」としたのは、菅麻呂が、自らの草稿を見あやまつたものであつて、頭注には「旧本脱山」とでもするべきではなかつたらうか。因は、新考が標注に引く一本に、座が彦になつてゐるといふことをあげてゐるが、これも新考の疑つてゐるやうに、どうもこのままでは不安定な本文だといふはかないであらう。閔閔閔のときは、かなり強いことばで板本の訓をしりぞけてゐる例である。しかしこのうち閔は「行路之人」を主体としての表現であるからして、わたくしは板本の訓でよろしいと思ふのである。

右において見られたごとく、新考は多くを板本の本文・訓点に拠りながらも、採長補短、ある時はきびしくその過誤を剔抉してゐるのである。しかし時には、右にも述べたやうに、新考の誤解による批判もあつたことは板本のために明らかにしておかねばならぬところである。

本稿においてわたくしは、所謂久老校訂の板本肥前風土記の現存の稿本（本稿では「原本」とよびならはしてきたもの）として、大東急本肥前風土記があり、それは長谷川菅麻呂（板本では菅緒）が主として作つたものであり、本文校訂および訓点などで久老が閔与

してゐるところは、必ずしも最終的なものとなつてゐないと見られ、板本に「久老校訂」と銘うつたのは、当代著名の学者としての久老のネームヴァリュウを利用しようとの意図が大きかつたものと見られるのである。

かくて刊行せられた板本は肥前風土記の流布本とはなつた。しかし、その本文がどの系統の写本に属するものであるかは明らかにせられてゐないのであつたけれども、原本としの大東急本の奥書からそれは河村秀根の写本（律本）系統のものであることが、初めてわかり、その本文は別稿「大東急本肥前風土記について」において述べておいたやうに、猪熊本（系）によつて傍注し、かつ本文そのものは京大図書館本に近いといふことを知ることができるるのである。

また板本が伝へた本文・訓点は、栗田博士の標注にも大きな影響を与へたが、井上博士は新考において、板本の本文・訓点について忌憚のない批判を下し、その長短とともに「久老」に帰せられたのは当然のことであつた。わたくしは板本成立の過程における長谷川菅麻呂のかなりはつきりしてゐる作業部分を幾分明確にし、彼らの努力の板本への反映の度合や部分をできるだけ知らうとつとめた。

漢字表記の上代の述作において、本文設定の重要なのは言ふを挿たぬが、さらにそれに対してもう附訓するかといふことは、もつとも基礎的な問題なのである。

肥前風土記について言へば、新考が訓点に関して批判した箇所のごときは、おほむね重要なポイントであり、今後の研究上の便宜をも考へて列举したのであつた。